

青梅エクストリームスポーツパークの指定管理者の指定について

青梅エクストリームスポーツパークの指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

記

- 1 公の施設の名称
青梅エクストリームスポーツパーク
- 2 指定管理者となる団体
東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで